

南相木村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (20年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 19年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
20年度	1,155	1,396,980	49,822	326,354	20.3	17.3

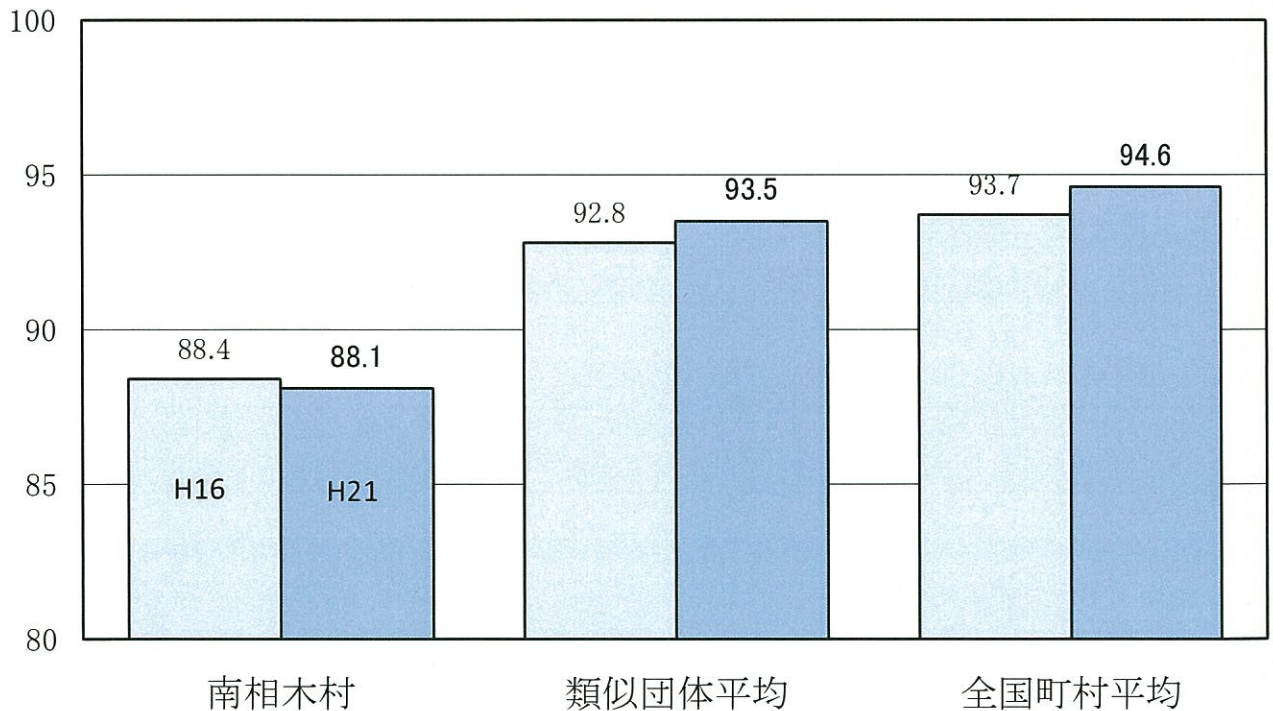
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)町村類型平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
20年度	40	118,327	34,721	47,598	200,646	5,016	5,826

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、20年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
21年度	円	円	円 (%)	%	% ▲0.22	% ▲0.22

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
21年度	月	月	月	月	月 4.15	月 4.15

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (21年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
南相木村	41.9 歳	292,200 円	328,700 円	— 円
長野県	45.3 歳	357,665 円	423,702 円	395,418 円
国	41.5 歳	325,521 円	—	391,770 円
類似団体	43.1 歳	318,681 円	357,062 円	349,212 円

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
南相木村	50.3 歳	8 人	262,800 円	278,800 円	— 円	—	—	—	—
長野県	48.2 歳	592 人	327,938 円	367,315 円	353,862 円	—	—	—	—
国	49.2 歳	4,429 人	285,548 円	—	322,737 円	—	—	—	—
類似団体	49.4 歳	3 人	283,911 円	305,273 円	300,772 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
南相木村	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成〇～〇年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員において前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
南相木村	— 歳	— 円	— 円
長野県	— 歳	— 円	— 円
類似団体	— 歳	— 円	— 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、21年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(21年4月1日現在)

区 分		南相木村	長野県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	I種 185,800 円 II種 172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	— 円	135,600 円	— —
	中学卒	— 円	121,600 円	— —
教育職	大学卒	— 円	— 円	— —
	高校卒	— 円	— 円	— —
〇〇職	大学卒	— 円	— 円	— —
	高校卒	— 円	— 円	— —

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(21年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	— 円	258,100 円	— 円
	高校卒	229,500 円	261,600 円	333,300 円
技能労務職	高校卒	262,200 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円
〇〇職	大学卒	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

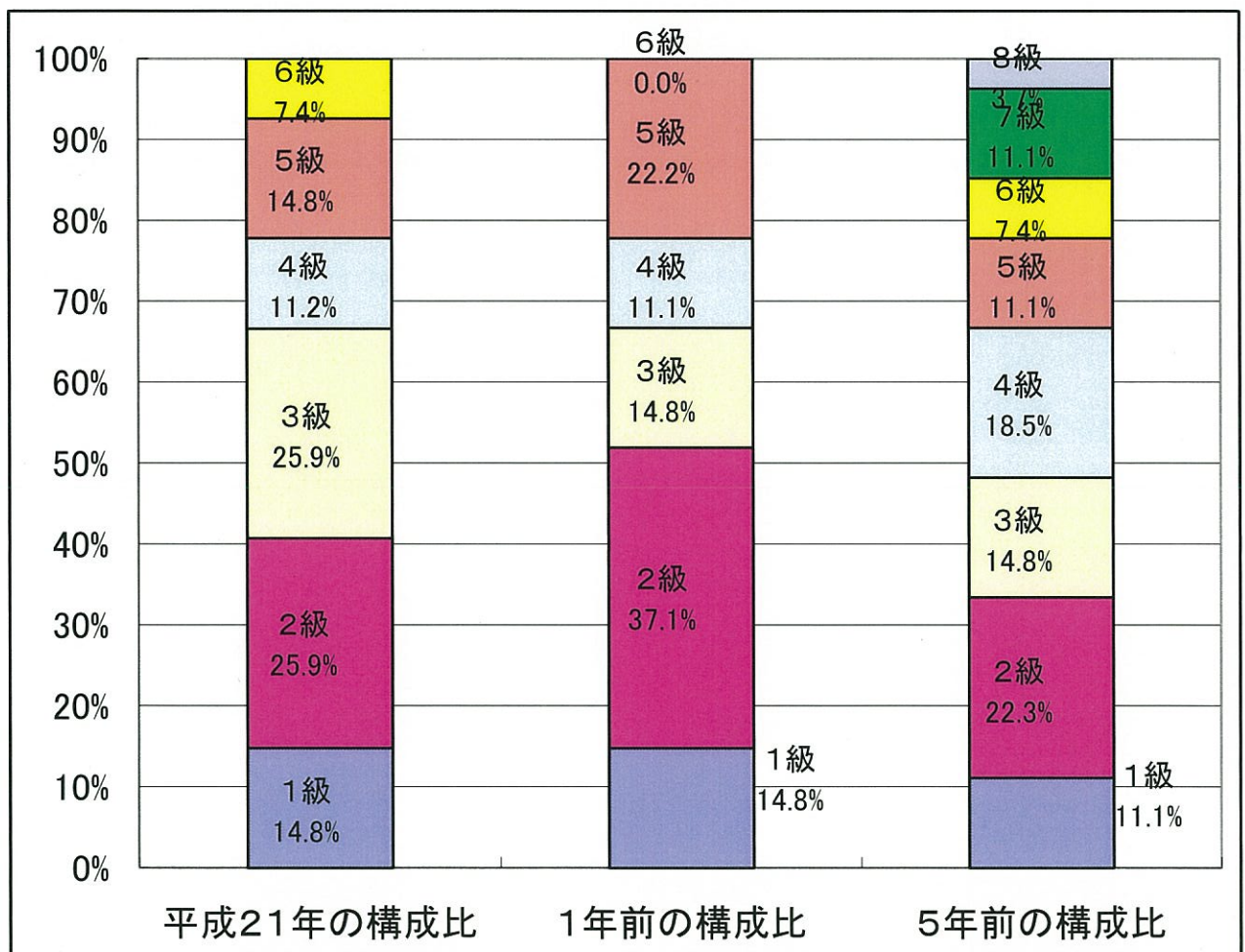
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（21年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事補・主事の職務	4人	14.8%
2級	主任の職務	7人	25.9%
3級	主査・係長の職務	7人	25.9%
4級	係長・課長補佐の職務	3人	11.2%
5級	課長補佐・課長の職務	4人	14.8%
6級	課長の職務	2人	7.4%

(注) 1 南相木村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

南相木村		長野県		国	
1人当たり平均支給額(20年度) 1,420 千円		1人当たり平均支給額(20年度) 1,844 千円		—	
(20年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.50 月分 (—)月分 (—)月分		(20年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.6)月分 (0.75)月分		(20年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.6)月分 (0.75)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

--

(2) 退職手当(21年4月1日現在)

南相木村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 —)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(21年4月1日現在)

支給実績(20年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	— %	— 人	%
—	— %	— 人	%

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
—	— %	%
—	— %	%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当 (21年4月1日現在)

支給実績(20年度決算)	—			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	—			円
職員全体に占める手当支給職員の割合(20年度)	—			%
手当の種類(手当数)	—			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
—	—	—	—	
—	—	—	—	

(5) 時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)	4,035	千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	112	千円
支給実績(20年度決算)	3,046	千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	84	千円

(6) その他の手当 (21年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(20年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)
扶養手当		同		5,422 千円	318,941 円
住居手当		同		837 千円	119,571 円
通勤手当		同		742 千円	53,000 円
管理職手当		同		1,169 千円	233,800 円
休日勤務手当		—		— 千円	— 円
産業教育手当				— 千円	— 円

5 特別職の報酬等の状況（21年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	村 長	591,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	(739,000 円)	798,000 円 /	480,000 円	
	副 村 長	565,000 円	663,000 円 /	420,000 円
	(595,000 円)	円 /	円	
報 酬	議 長	240,000 円	307,000 円 /	150,000 円
	(240,000 円)			
	副 議 長	157,000 円	251,000 円 /	115,000 円
	(157,000 円)			
期 末 手 当	議 員	140,000 円	228,000 円 /	97,000 円
	(140,000 円)			
	市区町村長	(20年度支給割合)		
	副市区町村長	4.62	月分	
退 職 手 当	収入役	(20年度支給割合)		
	議 長	4.62	月分	
	副 議 長			
	議 員			
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市区町村長	月額給料×44/100×月数	15,607,680	退職時
		月額給料×26/100×月数	7,425,600	退職時
備 考				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

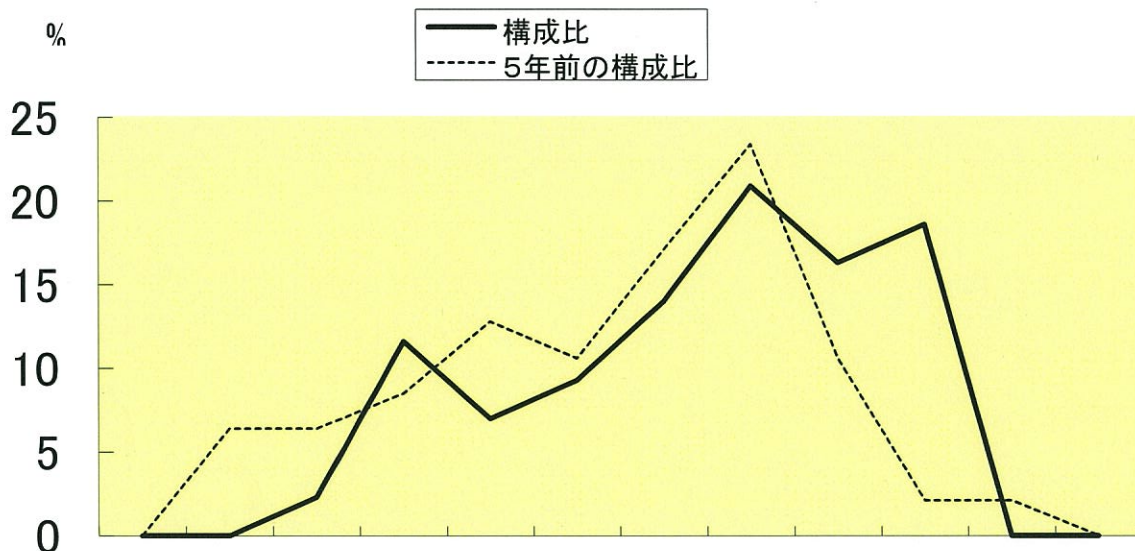
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成21年	平成20年		
普通会計部門	議会	1	1		
	総務	13	13		
	税務	1	1		
	民生	9	9		
	衛生	2	2		
一般行政部門	農林水産	4	4		
	土木	3	3		
	計	33	33		<参考> 人口1万人当たり職員数 285.71 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 161.59 人)
	教育部門	7	7		
	消防部門	—	—		
	小 計	40	40		<参考> 人口1万人当たり職員数 346.32 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 195.63 人)
計業公 部等 門会 企	水道	1	1		
	その他	2	2		
	小 計	3	3		
合 計		43	43		<参考> 人口1万人当たり職員数 372.29 人
		[49]	[49]	[]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (21年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳	23歳	24歳	27歳	28歳	31歳	32歳	35歳	36歳	39歳	40歳	43歳	44歳	47歳	48歳	51歳	52歳	55歳	56歳	59歳	60歳	計
職員数	人	人	人	1	人	5	人	3	人	4	人	6	人	9	人	7	人	8	人	人	人	人	43

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
45 人	43 人	2 人	4.4 %

(参考) 集中改革プランにおける定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年3月31日	2人の減

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況 (実績) の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	17年	19年	20年	21年	17年～22年	(参考)
		計画始期	2年目	3年目	4年目	計	数値目標
一般行政	職員数	38	33	33	33	—	36
	増減					△5 (250.0%)	△2
教育	職員数	5	8	8	8	—	5
	増減					3 (0.0%)	
消 防	職員数					—	
	増減					(%)	
公 営 企 業 等 会 計	職員数	2	3	3	3	—	2
	増減					1 (0.0%)	
計	職員数	45	44	44	44	—	43
	増減					△1 (50.0%)	△2

- (注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。
 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 19年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
20年度	12,285	155	*	*	39.6

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
20年度	1	*	*	*	*	*	6,780

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、21年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（21年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
南相木村	* 歳	* 円	* 円
団体(市町村)平均	45.6 歳	370,362 円	564,094 円
事業者	— 歳	—	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

南相木村		団体(市町村)平均	
1人当たり平均支給額(20年度) *千円		1人当たり平均支給額(20年度) 1,768千円	
(20年度支給割合)			
期末手当 3.0 月分 (—)月分	勤勉手当 1.50 月分 (—)月分	—	
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置		—	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（21年4月1日現在）

南相木村			団体(市町村)平均	
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分		
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分		
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分		
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分		
その他の加算措置 (退職時特別昇給 —)				
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額 15,529 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、20年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(21年4月1日現在)

支給実績(20年度決算)			—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)			—	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
—	— %	— 人	—	%
—	— %	— 人	—	%

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
—	— %	— %
—	— %	— %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当(21年4月1日現在)

支給実績(20年度決算)		—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)		—	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(20年度)		—	%
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—
—	—	—	—

オ 時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)	*	千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	*	千円
支給実績(20年度決算)	*	千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	*	千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(21年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(20年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)
扶養手当		同		* 千円	* 円
住居手当		同		— 千円	— 円
通勤手当		同		* 千円	* 円
管理職手当		同		— 千円	— 円
休日勤務手当		—		— 千円	— 円
産業教育手当				— 千円	— 円